



Q. 年金天引き保険料と 社会保険料控除は

A. 後期高齢者医療保険料 は口座振替ができる

野崎 八十治 議員

Q 確定申告で、年金から天引きされる保険料は、本人が課税者の場合は社会保険料控除の対象となるが、本人が非課税で家族の扶養家族となっている場合は控除対象とならないようだ。

振込みや家族名義の口座振替に変更すれば控除されるようである。

可否の内容を明らかにし、詳しく広報されたい。

A 後期高齢者医療制度や介護保険制度の保険料が特別徴収されることにより、社会保険料控除対象額が変動する。

このため、後期高齢者医療制度では、申請により、口座振替ができることとなっている。被保険者証や保険料額決定通知書の送付時にお知らせしている。

介護保険制度では、年額18万円以上の年金受給者は、口座振替への切り替えはできないこととなっている。

Q. シルバー人材センターの 派遣先人選と回数等は

A. 人選は職業経歴で、回数は社会情勢の 悪化により減少

Q 「仕事をしたいので登録したが、ほとんど仕事が回っていない。」「希望する人気がない。」「希望する人がやれるのか。」「議会で取り上げ聞いて欲しい。」「という強い要請を受けた。

と認識している。しかし、業機会の提供はできない。昨今の社会情勢の悪化で、シルバー人材センターが受託できる就業の場が減少している。高齢者には厳しい就業環境となってきたおり、登録会員のすべての希望がかなう就

【その他の質問】
・空港に関連する諸問題について
・町長等と議員期末手当特別加算の廃止について

また、町と同センターとの入札・随意別契約件数と金額、同センターに占める町の委託支払金額はどうか。

A シルバー人材センターでは、受託した業務内容に応じた職域を希望する会員のうちから、これまでの職業経歴、就業意向などを確認している。そのうえで、その業務への適正を配慮した人選が行われている



不況のあおりを受けているシルバー人材センター